



6月は

「不法投棄防止強調月間」です

捨て得は許しません



「不法投棄をさせない」環境づくりを!

私有地に不法投棄されたごみは、投棄者が見つからない場合、土地の管理者が処分しなければなりません。柵やフェンスの設置、除草作業や見回りなど、適正な土地の管理をしましょう。

早期発見・早期対応が最も重要です!

不法投棄や野焼き、不適正な土の埋め立てを発見した場合は、「不法投棄110番」(☎0120-536-380)へ通報してください(土・日曜日、祝日はひたちなか警察署(☎272-0110))。

アプリで不法投棄の通報ができます!

茨城県の不法投棄通報アプリ「P I R I K A (ピリカ)」は、不法投棄された廃棄物の写真やコメントなどを添付・入力するだけで通報することができます。



▲HPはこちら

「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集!

散歩やジョギングなどをしながら不法投棄の監視を行う「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を募集しています。



対象▼村内在住の18歳以上で、原則、週1回以上活動できる方
その他▼監視員はボランティアのため、報酬はありません。

申し込み・問い合わせ▼電話またはファックス・メール(▽件名「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号——を明記)で、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452 FAX 282-7944 ✉kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)、茨城県廃棄物規制課(☎301-3035)

浄化槽に関する補助金を交付します

《合併処理浄化槽設置事業》

【対象】主に次の要件に該当する方

▽合併処理浄化槽を設置しようとする方 ▽村の公共下水道事業計画区域外 ▽専用住宅(店舗併用の場合は住宅部分の床面積が2分の1以上)に住んでいる ▽令和8年3月31日(火)までに浄化槽設置工事が完了し、村の完了検査を受けることができる

※補助の対象となるか確認したい方は、下水道課にお問い合わせください。

大きさ	5人槽	7人槽	10人槽 (10人槽以上も含む)
設置基準	床面積が140平方メートル以下	床面積が140平方メートルを超えている	二世帯住宅(浴室・台所をそれぞれ別に設置)

【補助金額(上限)】

①合併処理浄化槽設置補助

大きさ	補助金額
5人槽	33万2,000円
7人槽	41万4,000円
10人槽	54万8,000円

②単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換補助

補助対象	補助金額
単独処理浄化槽の撤去費補助	12万円
くみ取り槽の撤去費補助	9万円
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費補助	30万円
単独処理浄化槽から雨水貯留槽への転換	9万円

《浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業》

【対象】

公共下水道事業区域で、単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を雨水貯留槽に転換し、次の全ての工事等を実施する、村税に未納のない方
▽浄化槽のくみ取り・清掃 ▽浄化槽内部の不要部品の撤去・仕切り板の穴あけ
▽雨どいから浄化槽までの雨水排水管の設置 ▽ポンプ・散水栓の設置

【補助金額(上限)】

1基あたり
9万円

【申請にあたって】

- ▼合併処理浄化槽の設置や浄化槽転換・雨水貯留槽の再利用を検討している方は、事前に下水道課へご相談ください。
- ▼合併処理浄化槽設置事業、浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業のいずれも、浄化槽の設置場所や大きさなど、補助金申請に係る事前確認を行った上で申請書をお渡します。所定の書類をそろえて申請後、村の交付決定を受けてから工事に着手してください。

【申し込み・問い合わせ】下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1192)